

確定拠出年金制度が改正されます

2022年5月から

企業型DCの加入可能年齢が拡大されます。

現在、企業型DCに加入することができるのは65歳未満の方ですが、**2022年5月から70歳未満の方まで拡大**されます。ただし、**企業によって加入できる年齢などが異なります**。

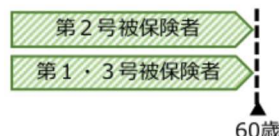
iDeCoの加入可能年齢が拡大されます。

現在、iDeCoに加入できるのは60歳未満の公的年金の被保険者ですが、**2022年5月から65歳未満に拡大**されます。

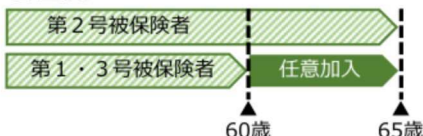
【現行】

企業にお勤めの方

自営業または専業主婦など



【改正後】



第2号被保険者以外の方は国民年金に任意加入している方が対象です。なお、これまで海外居住の方はiDeCoに加入できませんでしたが、国民年金に任意加入していれば、iDeCoに加入できるようになります。

2022年10月から

企業型DC加入者がiDeCoに加入しやすくなります。

現在、企業型DCに加入している方がiDeCoに加入するには、各企業の労使の合意が必要ですが、**2022年10月から原則加入**できるようになります。

ただし、企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金、これらの合計額がそれぞれ以下の表のとおりであることが必要です。また、企業型DCにおいて加入者掛金を拠出（マッチング拠出）している場合などには、iDeCoに加入できません。

	企業型DCに加入している方が iDeCoに加入する場合	企業型DCと確定給付型（DB、厚生年金基金など）に加入している 方がiDeCoに加入する場合
企業型DCの事業主掛金（①）	55,000円以内	27,500円以内
iDeCoの掛金（②）	20,000円以内	12,000円以内
①+②	55,000円以内	27,500円以内

2022年4月から

受給開始時期の上限が75歳に延長されます。

2022年4月から企業型DCとiDeCoの**老齢給付金の受給開始時期を60歳（加入者資格喪失後）から75歳までの間で、ご自身で選択**することができます。

★ご注意ください

企業型DCまたはiDeCoの老齢給付金を受給された方は、改正により企業型DCまたはiDeCoの加入要件を満たした場合であっても、それぞれ再加入することができません。

また、公的年金を65歳前に繰上げ請求された方は、改正によりiDeCoの加入要件を満たした場合であっても、iDeCoに加入することができませんので、ご注意ください。